

政令第 号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第二項、第二十四条第一項、第二十五条及び第五十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項に次の三号を加える。

- 三十七 二―（二H―一・二・三―ベンゾトリアゾール―ニール）―四・六―ジ―ターシャリーペンチルフェノール（別名UV―三二八。第七条の表二十一の項において「UV―三二八」という。）
- 三十八 一・一―一―トリクロロ―二・二―ビス（メトキシフェニル）エタン（別名メトキシクロル）
- 三十九 一・二・三・四・七・八・九・十・十三・十三・十四・十四―ドデカクロロ―一・四・四a・五・六・六a・七・十・十a・十一・十二・十二a―ドデカヒドロ―一・四・七・十―ジメタノジベンゾ「a・e」〔八〕アンヌレン（別名デクロランプラス。以下「デクロランプラス」という。）

第七条の表に次のように加える。

二二一 UV―三二八	一 潤滑油 二 樹脂に紫外線を吸収する性能を与えるための調製添加剤 三 塗料及びワニス 四 接着剤、テープ及びシーリング用の充填料
二二二 デクロランプラ ス	一 潤滑油 二 樹脂に防炎性能を与えるための調製添加剤 三 電子機器及び電気機器の部品 四 シリコンゴム 五 接着剤及びテープ

附則第三項の表に次のように加える。

令和十二年二月二十 六日	デクロランプラス	防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号） 第四条第一項第十三号に規定する装備品等に使用
-----------------	----------	--

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第七条の表の改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の日から第七条の表の改正規定の施行の日の前日までの間におけるこの政令による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十七号及び第三十九号の規定の適用については、同項第三十七号中「UV―三二八。第七条の表二十一の項において「UV―三二八」という。」とあるのは「UV―三二八」と、同項第三十九号中「以下」とあるのは「附則第三項の表令和十二年二月二十六日の項において」とする。

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質としてUV-328等を追加する等の必要があるからである。